

一般社団法人 日本クレイ射撃協会

入会・退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第10条、第11条及び第13条の規定に基づき、当協会の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体の入会手続)

第2条 当協会に入会しようとする加盟団体は、理事会の推薦を受けた上で、社員総会の承認を経なければならない。

(加盟部会の入会手続)

第3条 当協会に入会しようとする加盟部会は、理事会の推薦を受けた上で、社員総会の承認を経なければならない。

2 理事会は、別紙1「加盟部会の入会審査基準」に記載された事項を審査した上で、推薦するか否かを決定する。

(正会員の入会手続)

第4条 社員総会で承認を経た加盟団体が正会員を新たに登録する場合、正会員として入会しようとする当該加盟団体の代表者は、入会承認の通知を受けた日から30日以内に所定の入会申込書を提出した上で、理事会の承認を経なければならない。

2 理事会又は理事会より委任を受けた資格審査委員会は、定款第10条第2項各号記載の点を審査した上で入会の可否を決定し、これを当該者の所属する加盟団体を通じて申込者に通知する。

3 理事会の承認を経た正会員は、第10条規定の入会金を当協会に納付しなければならない。

(普通会員の入会手続)

第5条 当協会に入会しようとする普通会員は、加盟団体の登録手続を経て、加盟団体正会員の推薦状を添え、所定の入会申込書及び第10条規定の入会金と当該年度の年会費を送付し、理事会又は理事会より委任を受けた資格審査委員会の承認を経なければならない。

2 理事会又は理事会より委任を受けた資格審査委員会は、定款第10条第3項各号記載の点を審査した上で入会の可否を決定し、これを当該者の所属する加盟団体を通じて申込者に通知する。

3 理事会又は資格審査委員会において入会の承認が得られなかった場合は、申請のあった加盟団体を通じて送付された入会金及び当該年度の年会費は所属加盟団体を通じて30日以内に返金されるものとする。

(賛助会員の入会手続)

第6条 当協会に入会しようとする賛助会員は、所定の入会申込書を提出し、理事会又は理事会より委任を受けた資格審査委員会の承認を経なければならない。

2 理事会又は資格審査委員会は、別紙2「賛助会員の入会審査基準」に記載された事項を審査した上で入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 理事会又は資格審査委員会の承認を経た賛助会員は、第10条に定める入会金及び年会費を当協会に納付しなければならない。

(継続登録手続)

第7条 当協会において、会員が前年度に引き続き当年度の継続登録を行う場合、次の手続を行わなければならない。

(1) 正会員については、所属協会長名により年度毎に正会員届を当協会へ提出し、第10条規定の年会費を当年度の6月末日までに納付しなければならない。

(2) 普通会員については、所属加盟団体の協会長又は加盟部会の代表者名により年度毎に所定の会員登録届を当協会へ提出し、第10条規定の年会費を当

年度の6月末日までに納付しなければならない。

(3) 賛助会員については、当該者若しくは団体代表者名により、年度毎に会員登録届を当協会へ提出し、第10条規定の年会費を当年度の6月末日までに納付しなければならない。

2 正会員、普通会員及び賛助会員について、継続登録手続を求める会員登録届が提出された場合、理事会又は理事会から委任を受けた資格審査委員会は、当該会員が、定款第10条第2項（正会員）、同第10条第3項（普通会員）及び別紙2「賛助会員の入会審査基準」に記載された各事項を審査した上で、継続登録の可否を決定する。

(正会員の資格喪失に伴う入会手続)

第8条 正会員が、加盟団体の代表者でなくなるなどして正会員の資格を喪失した場合、加盟団体は、当協会の定める「正会員の選出に関する規則」に基づき後任の代表者を選出し、選出された者は、理事会へ正会員の申込みを行わなければならない。

2 前項の場合、理事会又は理事会から委任を受けた資格審査委員会は、当該正会員となろうとする者が、定款第10条第2項に定められた事項を審査した上で、正会員としての入会の可否を決定する。

(所属等)

第9条 入会しようとする普通会員は、特別な場合を除き居住地又は勤務地が所在する都道府県の加盟団体を通じて、入会を申請しなければならない。但し、入会しようとする普通会員が、各都道府県を代表する加盟団体以外の加盟団体又は加盟部会に所属する場合は、この限りではない。

2 入会しようとする普通会員が、特別な理由により、居住地、勤務地に所在しない各都道府県を代表する加盟団体から入会しようとする場合は、その理由を書面に記載し、入会を希望する加盟団体正会員の副申を添えて、理事会又は理事会から委任を受けた資格審査委員会の承認を経なければならない。

- 3 所属していた加盟団体又は加盟部会から、他の加盟団体又は加盟部会への移籍を希望する普通会員は、従来所属していた加盟団体の協会長又は加盟部会の代表者の承認、並びに移籍先の加盟団体の協会長又は加盟部会の代表者の承認を経て、移籍理由を明記した移籍届を理事会又は理事会より委任を受けた資格審査委員会に提出し承認を経なければならない。
- 4 会員が婚姻又は、他の理由により氏名を変更した場合は、所属する加盟団体の協会長又は加盟部会の代表者が発行する旧氏名者と新氏名者が同一人物である旨の副申書を添付し、氏名変更届を資格審査委員会へ提出しなければならない。
- 5 普通会員が、何らかの理由により所属する加盟団体又は加盟部会を通じて会員登録ができない場合、当該会員の活動を保護するため、理事会又は理事会より委任を受けた資格審査委員会の承認を経て当該会員を「本部預かり会員」として登録することができる。

(入会金及び会費)

第 10 条 正会員、普通会員及び賛助会員は、次に基づく入会金及び年会費を納付しなければならない。

区 分	入 会 金	年 会 費
正会員	100,000 円	100,000 円
普通会員 (一般)	15,000 円	15,000 円
普通会員 (学生)	5,000 円	5,000 円
賛助会員 (団体)	100,000 円	100,000 円
賛助会員 (個人)	5,000 円	5,000 円

- 2 会費滞納に対する催告及び懲戒手続きについては、定款第 12 条及び第 14 条に基づき行う。
- 3 既納の入会金及び年会費は、第 11 条に該当する場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(入会金及び会費の免除)

第 11 条 理事会は、次のいずれかに該当する個人会員については、第 4 条から第 6 条及び第 10 条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

- (1) 特に多額の会費を納入する賛助会員より、入会金又は会費若しくは入会金及び会費の免除申請があった場合
- (2) 免除すべき相当の理由があると認められる正会員又は普通会员

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第 12 条 入会者は、会員の種別毎に、当協会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 第 4 条から第 6 条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員は、所定の変更届を当協会に提出しなければならない。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(退会事由及び手続き)

第 13 条 会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

- 2 会員が、定款第 12 条第 2 項、又は定款第 12 条第 3 項に定められた事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第 14 条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第 4 条から第 6 条に定める入会申込書の提

出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、第4条から第6条に定める基準により、理事会又は理事会より委任を受けた資格審査委員会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後6年間は、再入会を認めないこととし、当該会員の再入会にあたり、理事会の承認を経るものとする。

(加盟部会の脱退、除名)

- 第15条 加盟部会の脱退又は除名については、当協会定款第8条第4項及び同条第5項の規定を準用する。

(改 廃)

- 第16条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

加盟部会の入会審査基準

当協会の加盟部会として入会を求める団体から申請があったとき、「入会・退会規程」第3条第2項に基づき、理事会は、以下の点を総合考慮した上で社員総会へ推薦するか否かを審査し決定する。

1. 団体の構成員が5名以上であること。
2. 団体の取扱い種目が、国際スポーツ射撃連盟 (ISSF)、アジア射撃連合 (ASC) における取扱い種目であること。
3. この法人の理念・フィロソフィーを基本とし、この法人の定款を始めとする諸規定並びに、この法人の上部団体である公益財団法人日本体育協会や、公益財団法人日本オリンピック委員会が制定する諸規定及び諸規則を遵守・履行することを誓約すること。

賛助会員の入会審査基準

当協会の賛助会員として入会を求める個人又は団体から申請があったとき、「入会・退会規程」第6条第2項に基づき、理事会又は理事会より委任を受けた資格審査委員会は、以下の点を総合考慮した上で入会の可否を審査し決定し、審査結果を当該者若しくは当該団体へ通知する。

1. 入会申込者が個人の場合

- (1) 当協会の加盟団体正会員若しくは加盟部会代表者1名以上より、入会の推薦が得られていること。
- (2) 成年後見人又は被保佐人ではないこと。
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法又は火薬類取締法に重度の違反があり、刑に処せられたことがないこと。
- (4) 当協会の理念・フィロソフィーを基本とし、この法人の定款を始めとする諸規定並びに、この法人の上部団体である公益財団法人日本体育協会や、公益財団法人日本オリンピック委員会が制定する諸規定及び諸規則を遵守・履行することを誓約すること。

2. 入会申込者が団体の場合

- (1) 申請団体の目的が、定款第3条に示す当協会の目的に支障を来す恐れがないこと。
- (2) 当協会の加盟団体正会員若しくは加盟部会代表者1名以上より、入会の推薦が得られていること。
- (3) 当協会の理念・フィロソフィーを基本とし、この法人の定款を始めとする諸規定並びに、この法人の上部団体である公益財団法人日本体育協会や、公益財団法人日本オリンピック委員会が制定する諸規定及び諸規則を遵守・履行することを誓約すること。

正会員の選出に関する規則

本規則は、定款第9条第1項第1号及び第10条、並びに入会・退会規程第4条及び第8条に規定された正会員の選出に関する事項を定める。

(選出)

第1条 各加盟団体は、加盟団体の代表者となる正会員1名を選出する。

2. 各加盟団体は、当協会が予め指定する日までに、当該加盟団体の機関決定を経て、正会員を選出しなければならない。

(条件)

第2条 正会員は、当協会の普通会員の登録を経た者でなければならない。

(留意事項)

第3条 正会員はブロック選出理事の被選任権を有しているところ、ブロック選出理事は、定款の施行についての細則第2条第7項により、70歳を超えてはならないとされていることから、正会員の選出についても、選出時に70歳を超えていないことが望ましい。

2. 当協会が、公益財団法人日本体育協会と交わした付帯条件で、当協会は、理事等役員については、クレー射撃競技関連業者から選出をしないことを誓約しているため、ブロック選出理事の被選任権を有する正会員についても、クレー射撃競技に関連する事業を生業としない者を選出することが望ましい。

なお、生業とは、生活の基盤となる事業をいう。

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。